

〈論 文〉

第十九銀行の製糸金融における倉庫の役割¹⁾

金城 亜紀*

I はじめに

戦前の長野県諏訪地方において、同地域の有力地方銀行の第十九銀行²⁾は、倉庫を活用することにより動産である繭を担保に製糸家に繭購入資金を提供することに成功し、わが国の製糸産業の発展に貢献した。本稿は、同行の繭担保融資を史実に基づき明らかにすることを通して、明治末から昭和初期の動産担保融資における倉庫の役割を考察することを目的とする。

今日のわが国では、企業向け融資における担保資産の大宗は不動産である。とりわけ中小企業向け融資において不動産が担保に占める割合は約86%を占め、不動産が担保と略同義であると言っても過言ではない（中小企業総合研究所 [2005]）³⁾。担保資産の多様化に対する貸手と借手の抵抗も大きく、「過度の不動産担保への依存からの脱却」（内閣府他 [2003]）を目指した政策の多くも成功しているとは言い難い。一時注目を浴びた、動産債権担保融資（いわゆるアセット・ベースレンディング、ABL⁴⁾も、期待されたほどには普及していない⁵⁾。

しかし、時代を遡れば、日本にも不動産以外の多様な資産が担保として活用された時代があった。明治から昭和初期にかけて、最も多く用いられた担保資産は株式をはじめとする有価証券であり、動産も不動産に次いで大きな比率を占めた（後藤 [1970] 126-127 ページ）⁶⁾。とりわけ動産が担保として多く活用されたのが製糸業に対する融資であった。1929（昭和4）年において、普通銀行の有担保融資の内、動産が担保に占める割合は、製糸資金では約47%を占めた（農林省蚕糸局 [1930]）。

不動産が担保として絶対視される以前の金融のあり方を考察する意義は何か。それは、一見遠回

* 学習院女子大学教授

1) 京都大学大学院経済学研究科においてご指導賜った川北英隆先生に厚く御礼申し上げます。本稿執筆にあたり、岡谷近代化産業遺産を伝える会顧問・胡桃清志、岡谷蚕糸博物館長・高林千幸、諏訪倉庫株式会社相談役・小宮山利治郎、同取締役社長・牛山英一の各氏を含む諏訪地方の方々にご協力いただいたことに感謝申し上げます。担保の法制面に関しては明治学院大学加賀山茂教授にご教示いただいた。本稿は日本金融学会2015年度秋季大会の「金融制度と法」セッションにおける発表と参加者からのコメントを基礎に執筆した。

2) 同行は、1931（昭和6）年に六十三銀行と合併し八十二銀行となり今日に至る。

3) この調査はその後実施されていない。

4) 「ABL」の定義は論者により異なり定まっていない。本稿では、動産または債権あるいはその両者を担保として用いる融資形態を「いわゆるABL」と呼ぶ。

5) 三菱総合研究所 [2013] によれば、同融資手法は企業向け融資残高の0.1%程度の水準にとどまる。

6) 同上書によれば、本稿の主たる分析期間である明治42（1909）年から昭和4（1929）年においては、担保資産別の割合は、株券（29.7～56.8%）、地所家屋及び各財団（14.7～51.1%）、商品雑品船舶及び漁業権（8.0～20.2%）であった。

表1 貸出科目別貸出担保の種類より見た普通銀行の総貸出額と製糸資金貸出額との比較

		一般資金 金額 (円)	割合 (%)	製糸資金 金額 (円)	割合 (%)
有担保	商品 (動産)	294,354,944	4.0%	82,816,643	46.6%
	不動産	1,702,354,208	23.0%	25,844,325	14.5%
	有価証券	2,003,377,796	27.0%	10,694,259	6.0%
	その他	529,374,284	7.1%	2,407,615	1.4%
	計	4,529,461,232	61.1%	121,762,842	68.5%
無担保		2,881,932,649	38.9%	56,105,506	31.5%
合計		7,411,393,881	100.0%	177,868,348	100.0%
1929 (昭和4) 年12月末					

農林省蚕糸局編 [1930] 附録15 ページをもとに筆者作成

りであるが、経験知の呪縛から解放し、金融のあり方を新たな視点で考え直す素材を提供することにある⁷⁾。これまでの伝統的な経済史研究の多くは、固有の理論的・思想的な関心を発展させる一方で、現実の金融や経営が直面する問題との対話が少なく、両者は別のものとして分断されがちであった。実務者や行政当局も、過去のプラクティスを遠い定点のように捉え、両者を独立した別物として認識する傾向があった。不動産バブルの崩壊が招いた金融危機の反省からわが国で動産を担保として政策的に導入した際も、当局が先例として範としたのは今日の米国市場であり、自国の歴史的蓄積ではなかった。

本稿は、過去と現在が分断されがちな枠組みを問い直し、過去から演繹的に学ぶ材料を担保を軸に抽出するささやかな試みである⁸⁾。具体的には、動産である繭を担保に融資を行うことにより自らの業績を大きく伸ばさせたのみならず、諏訪地方の製糸業の発展に貢献した第十九銀行並びに同行と密接な関係にあった諏訪倉庫株式会社（以下、「諏訪倉庫」）を中心に、戦前の動産担保融資に接近する。

本稿の構成は以下の通りである。第II節で先行研究を振り返りながら、これまで第十九銀行の繭担保融資が必ずしも注目されてこなかった要因を考える。第III・IV節は、第十九銀行と諏訪倉庫の沿革と事業内容を整理した後、同行が倉庫業務に関与した要因を多角的に考察する。第V節で、動産を担保として活用する際の問題点を同行が法律と実務の両面からどのように克服したかを明らかにする。第VI節で全体の総括を行い、併せて今日のいわゆる ABL への含意を考える。

II 先行研究とその課題

長きにわたり日本の主要輸出産業であった製糸は、外貨獲得に大きく貢献しわが国の発展に寄与した。1859 (安政6) 年から昭和の初めにかけて生糸は主要輸出品目であり、1868 (明治元) 年から1892 (明治25) 年まで生糸が輸出品総額に対する割合は略40%以上で推移し、とりわけ明治初期

7) 動産担保に関する定量的な実証研究が困難であることを補完する役割も、入手可能なデータが非常に限られていることを考えれば、小さくない。

8) 工藤 [2013] より歴史的な接近方法の有益性に関する示唆を得た。

においては50%を超えることも珍しくなかった（農林省製糸局編 [1934] 144～145 ページ）。

研究対象としての製糸業には豊かな蓄積がある。多くの農学・工学的業績に加え、近代日本蚕糸業史は、すべてを紹介することは不可能なほど産業史の中でも最も研究蓄積の多い分野の一つである。製糸業にどのように資金が供給されたかを考察する製糸金融に関しても研究成果は豊富である。代表的な先行研究だけでも、山口 [1966]、石井 [1991] の大著をはじめ、比較的最近では中林 [2006] の労作がある。その結果、横浜の生糸売込問屋⁹⁾（以下、売込問屋）が荷主である製糸家に対して融資を行う「前貸金融¹⁰⁾」、売込問屋と横浜、東京の大手銀行に日本銀行を加えたネットワークが支えた「荷為替立替金¹¹⁾」供給制度等に関する精緻な分析が行われている。また、地方銀行による製糸金融に関しても、第十九銀行と上記ネットワークとの連携をはじめ、荷為替手形への取組み、国内市場向け生糸生産を中心とする地方銀行との関わり（内藤 [2010]）を含め、優れた研究成果が多数存在する。

しかし、これらの研究にも限界がない訳ではない。とりわけ、先行研究は、製糸金融における売込問屋の役割を高く評価する一方で、地方銀行を売込問屋に従属したと位置づけ、その評価も概ね低い¹²⁾。たしかに、製糸業勃興期における製糸金融は、横浜の売込問屋主導で行われた。その後製糸業は大きく飛躍し、1906（明治39）年ではじめて生糸輸出額は1億円を超え、1910（明治43）年には輸出額が世界一位になり、1925（大正14）年に史上最大の9.1億円—1868（明治元）年の約91倍になる—と大幅に伸長した。通説は製糸業が本格的な産業として確立した大正期以降も勃興期の延長線上で製糸金融を捉え、売込問屋が地方銀行を引導したと位置づける傾向が強い。

他方、大正から昭和初期における製糸家に対する融資額を貸出先別に比較すると、地方銀行が売込問屋を凌駕している。農林省蚕糸局編 [1930] によれば、1930（昭和5）年において地方銀行は売込問屋の約1.6倍にあたる1億500万円を製糸業者に融資したとされる（図1参照）¹³⁾。売込問屋を製糸金融の中心とする先行研究は、明治末から地方銀行が製糸家向けの貸付額で地方銀行が売込

9) 横浜に店舗をもつ承認で、荷主から委託を受け一定の口銭をとって、生糸を外国商館に売り込むのを業とする（山口 [1966] 8 ページ）。莫大な財を築いた者のひとりに横浜の三溪園の主であった原三溪がいる。

10) 原資金供給ともいう。売込問屋が製糸家に対して原料繭購入期に原則として無担保で繭購入資金を貸し付けること。その際、製糸家は当該年度の製造生糸の全量を当該売込問屋に出荷することを契約する（中林 [1999]）。

11) 製糸家が売込問屋宛に振り出した荷為替手形を地方銀行や都市銀行の地方支店で割引いた後、取組元地の割引銀行はコルレス契約関係にある京浜地方の銀行を通して売込問屋に荷為替金の支払いを求めた。その際、売込問屋が生糸売却に先立って時価の7～8割を限度として荷為替金を立て替えることを「荷為替立替」と言う（中林 [1999]）。

12) 代表的な見解として、「売込問屋は地方銀行にくらべ糸況や中央の金融事情にくわしく、かつ取引を通じて、当外製糸家その他の業務内容を比較的良好に知りうる立場にあったので、地方銀行としては売込問屋の貸出態度を見定めて、その製糸家その他に対する貸出を定める場合が多かった」（山口 [1966] 32 ページ）等がある。

13) 本調査は、「蚕糸業ノ国策を審議スル為」年度内に製糸金融を行った銀行（特殊銀行、地方銀行、市中銀行）、産業組合中央金庫、信用組合連合会、横浜・神戸所在の生糸売込問屋、製糸輸出商に対し調査票を毎月配布し、記入・報告させた個票を集計したものである。調査対象年度は世界大恐慌が発生した翌年であり理想的なデータサンプルとは言い難い。しかし、同時期の製糸金融の全体像を示す統計が少ない中、「戦前の製糸金融に関するもっとも詳細な調査報告であることは疑いをいれぬところ」（横浜市 [1976] 218 ページ）であり、昭和初期の製糸金融における地方銀行の位置づけを、他の金融機関との関係において相対的に把握するには適した資料と考えても差しつかえないであろう。

問屋を上回った事実は認めるものの、その理由に関して説得力をもって説明しているとは言い難い¹⁴⁾。

本稿は、製糸金融において当時わが国の先端に位置していた諏訪地域における地方銀行がどのように伸長したかを解明することを通して、これまでの先行研究が十分に解明してきたとは言えない、大正から昭和初期の製糸業の発展期における地方銀行による製糸家への融資について考察することを目指す。

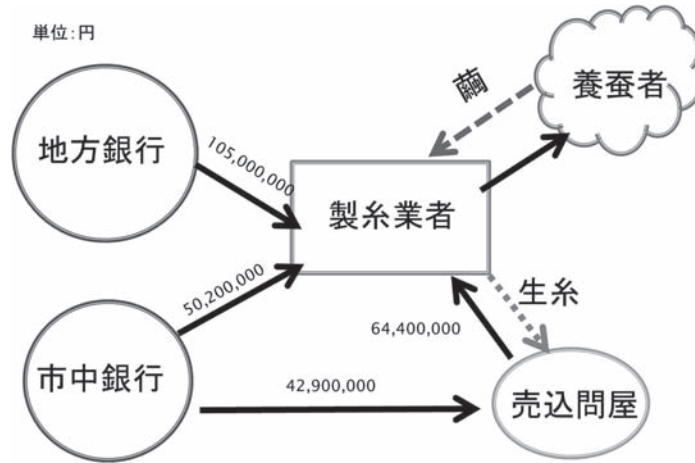


図1 製糸金融の経路 (1930年6月末)

昭和5年度 農林省蚕糸局「製糸金融調査成績」統計図表第一をもとに筆者作成

また、先行研究において、地方銀行が製糸業の発展期にどのような金融技術を用いて製糸金融を行ったかに関する考察が十分になされているとは必ずしも言えない。第十九銀行の繭担保融資に関しても、倉庫会社の設立に関する事実を指摘するにとどまり、その意義や事業の展開については銀行の融資業務との関係についての言及は少ない¹⁵⁾。伊藤 [1975] は第十九銀行による諏訪倉庫の設立や当座貸越制度を紹介し、それが融資の拡大と関連したことは指摘するものの、金融技術としてその仕組みを具体的に解明するまでには射程が十分に及んでいない。

本稿は、第十九銀行が繭という動産をどのように担保として活用することに成功したかという観点から製糸金融を捉え直し、倉庫の役割を通して実現した当時としては斬新な金融技術の概要を明らかにすることを目指す。

14) 山口 [1966] も、既に明治40年頃には地方銀行が製糸家に貸し出した金額が売込問屋の3倍に達していた事実は認識するものの、金融は売込問屋が主導したと主張する。しかし、その根拠は必ずしも明らかではない。

15) 例えば、山口 [1962] (33ページ) や山口 [1966] (255ページ)。

Ⅲ 第十九銀行の特色

1 第十九銀行の特徴

第十九銀行は、製糸業並びに製糸金融の中核を占めた戦前の長野県で、製糸業の一大拠点であった諏訪地方を活動の中心とし、製糸金融に注力した特異な地方銀行である。

農林省蚕糸局編 [1930] によれば、1930（昭和5）年度における全国生糸生産量に占める長野県の位置づけは数量で257万貫（全国の25.2%）、価額で1億2233万円（同24.5%）と群を抜いて日本一であった¹⁶⁾（同上書、付録10ページ）。製糸金融においても長野県は際立つ存在であった。製糸資金貸出先を府県別に見ると、昭和5年6月末時点で長野県の製糸資金貸出額は7699万円と全国の33.3%を占め全国第1位であり、第2位の群馬県（貸出額1644万円、全国の7.1%）の約4.7倍と比較しても際立つ存在であった（同上書、8-9ページ）。

第十九銀行は、長野県の製糸金融を牽引した。大正12年9月末時点の同県における銀行の総貸出額と製糸資金を見ると、第十九銀行は総貸出額が4960万円と全県の約3割を占めた。特筆すべきは、同行の製糸資金が3969万円と貸出総額の約8割に達する点である。長野県の主要銀行が供給した製糸資金の内、第十九銀行が占める割合は約42%であり、同行は同県における製糸産業のいわば機関銀行であった（日本銀行松本支店 [1924] 671ページ）。

表2：長野県の銀行別総貸出高及び製糸資金が占める割合

（単位：千円）

大正12年	9月末		
銀行名	総貸出	内製糸資金	%
第十九	49,602	39,689	80.0%
六十三	31,518	12,846	40.8%
信濃	27,798	18,679	67.2%
中信	19,446	8,155	41.9%
長野実業	8,916	2,262	25.4%
その他8行	26,313	11,981	45.5%
	163,593	93,612	57.2%

日本銀行松本支店 [1924] をもとに筆者作成。

第十九銀行は、1877（明治10）年、長野県上田町に上田第十九国立銀行として設立された。その後、1883（明治16）年の国立銀行条例改正により、国立銀行が開業許可から満20年で満期となることを受け、1897（明治30）年に株式会社第十九銀行として改組した。上田周辺は、江戸時代より蚕種と製糸が盛んであったことから同行は開業当初から製糸金融に関心が高かった。諏訪地方で機械製糸が発達する情勢に着目した同行は、1881（明治14）年に季節出張所を下諏訪に設け、平野村¹⁷⁾にのちに重要な役割を果たす岡谷支店¹⁸⁾開設の端緒を開いた（八十二銀行 [1968] 176ページ）。

しかし、設立当初の同行には製糸金融に本格的に取り組むために必要な資金力及び金融技術に乏

16) 第2位の愛知県は数量ベースで全国の8.4%、価額ベースで同8.1%と長野県の約三分の一に過ぎない。

17) 平野村は1936年に改称・市制施行して岡谷市となった。

しく業務の自由度は低かった。勃興期における製糸業のリスクは高く、「明治10年代20年代頃に於いては製糸業者の企業は危険殊に甚だしく、そのため始めこれに貸与した親戚も後には自己に難を及ぼんことを恐れて交際を回避した程」（平野村役場 [1932b] 540 ページ）であった。そのため、第十九銀行も「製糸金融には本質的に不確実な面が多く、銀行業務として最も困難な業務」と認識していた（八十二銀行 [1968] 187～188 ページ）。そこで、同行は当初は最も危険の少ない生糸荷為替業務に注力し、生糸売込問屋と密接な連絡をとりながら、製糸業者の経営内容、力量などを把握し、徐々に荷為替前貸し¹⁹⁾に進んだ。

第十九銀行が製糸金融を経営の柱に据えたのは、1887（明治20）年に就任し、1919（大正8）年まで30余年の長きにわたり在任した黒沢鷹次郎頭取の経営方針による。同銀行が「ほとんど製糸金融のみを使命とした銀行であり」、「長野県の製糸業の発展に貢献するところであったことにつき自負を感じていた」（土屋 [1960]）ことは、1906（明治39）年に、製糸業の産業調査書である『株式会社第十九銀行ト製糸業』を発行し他に先駆けて同産業に関する分析を行ったことにも表れている。同年に第十九銀行と取引した製糸家の釜数は地元の諏訪郡で全釜数の約85%、長野県全体で同51%であった（第十九銀行 [1906] 660-661 ページ）。

大正元年においては、全売込問屋の繭購入資金の貸出額が約2200～2300万円であったと推定されるのに対し（東京高等商業学校 [1915] 47-48 ページ）、第十九銀行の貸出額は1200万円と約半分を占めた。この金額は、当時最大手の売込問屋の原、茂木の推定融資額の各250万円の6倍に匹敵する（同上書、58 ページ）。また、地方銀行の中でも第十九銀行の製糸金融の存在は突出しており、同年における繭資金貸出額の約40%を同行が占めるとされる（山口 [1962]）。

2 倉庫業との関わり

第十九銀行と倉庫業務との関わりは長い。同行が設立当初は担保繭の管理を直接行っていたが、1894（明治27）年に上田倉庫株式会社を補助機関として設立した。上田倉庫は、第十九銀行の黒沢鷹次郎が設立発起人、主要株主、代表取締役となり、同行の役員が取締役を兼務した（諏訪倉庫 [1986] 8～15 ページ）。その後、製糸業が諏訪地方へ拡がることに対応して1909（明治42）年に諏訪倉庫株式会社が設立された。翌年の1910（明治43）年、諏訪倉庫は上田倉庫を吸収合併した。諏訪倉庫も上田倉庫と同様に黒沢鷹次郎が主導し、第十九銀行と密接な関係にある補助機関として位置づけられた同社は、「繭其他商品ノ保管、蔵貸、生繭ノ乾燥」（倉庫設立ノ大要2項）を主たる業務とし、「代金取立、委託販売、運送、保険其他ノ代理店」（同3項）を営むことを目指した（同上書、59 ページ）。

諏訪倉庫は本格的な倉庫業務を展開した。創業時の敷地面積約8100坪、倉庫12棟、建坪約1180坪は業況とともに拡大し、大正7（1918）年には、敷地面積約3万坪（東京ドームの約2.1倍）、倉庫55棟、建坪約1万6000坪（東京ドームの約1.1倍）となるに至る。特に敷地面積1万坪の岡谷本店塚間倉庫は当時東洋一の繭倉庫と言われた。繭取扱高も設立年の約2万3000石²⁰⁾から大正7年

18) 同支店（1897（明治30）年に諏訪出張所が昇格）の貸出金は同行全体の70～80%を常に占めた（八十二銀行 [1968] 198 ページ）。

19) 同行で荷為替を組むことを前提に繭購入資金を前貸しすること。

20) 1石=100升=約180.39リットル。繭は乾燥後、容積で計量した。22万石は約4万立法メートル。

には22万石と9年で約9.6倍に飛躍した（黒沢²¹⁾ [1919]）。

Ⅳ 第十九銀行の製糸金融と倉庫業

1 製糸業のバリューチェーンと製糸金融

第十九銀行が倉庫業に深く関与した理由を説明するために、製糸業と製糸金融の関係を、バリューチェーン（価値連鎖）²²⁾ を用いて整理する。図2で示されるように、製糸金融は繭の購入資金と生糸の販売金融に大別される。先行研究の多くは、売込問屋を主体としながら主として後者に焦点を当て、生糸が外国貿易商に売却され製糸家に売上金が支払われるまでの時間差を、売込問屋を中核とする精緻な金融ネットワークによってファイナンスした仕組みを解明した。繭の購入資金に関しては、売込問屋が製糸家に対してその年度の生糸の販売を約束する見返りに貸し付ける前貸金融が中心とされ、売込問屋が主体であったと考えられた。しかし、後述するように、バリューチェーンの前半部分、すなわち製糸家が繭を購入する過程において第十九銀行は重要な役割を明治末以降に果たす。

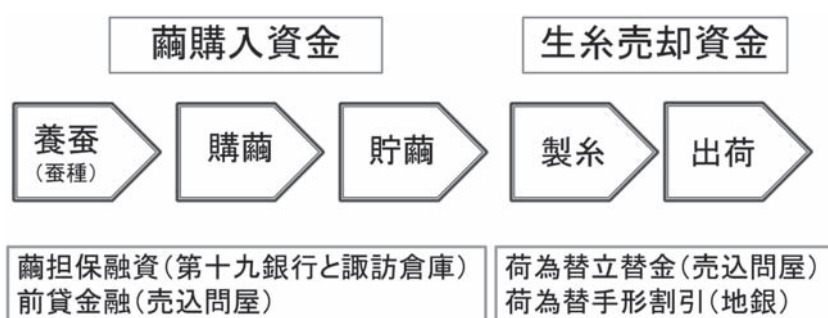


図2：製糸業のバリューチェーンと製糸金融

筆者作成

2 繭購入資金の特徴

繭は生糸の原材料であることに加え、二つの特殊な性格を有した。繭の購入費用は製糸に要する全費用の約8割を占め、製糸家にとり繭の購入代金を確保することは極めて重要であった（図3参照）。また、当時の商慣習上、繭の購入代金は限られた期間に、現金で養蚕家に支払わねばならなかった。製糸家は、季節性に対応できる安定的かつ機動的な繭購入資金のために必要な運転資金の供給を求めた。

繭は蚕の蛹であるため、その供給には季節性が伴った。明治から大正期にかけては「春繭ノ出廻ハ五月中旬ヨリ七月中旬」に「一年分ノ繰糸原料ノ五六割」が集中した。また、原料繭の生産者は「資力ノ薄キ農家ニシテ……繭代金ノ支払ハ現金ナルヲ普通」とした（日本銀行松本支店 [1924] 675～676 ページ）。繭を購入できる期間は限定された上に、良質の繭を購入する製糸家間の競争も

21) 1945（昭和20）年より20年間第十九銀行の代表取締役社長を務めた。

22) バリューチェーンについてはPorter [1985] 参照。

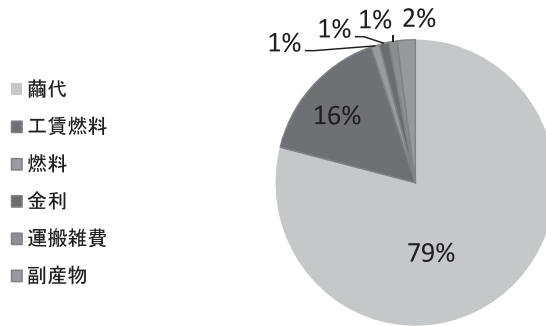


図3：繭購入資金内訳（1923年7月）

日本銀行松本支店（1924）をもとに筆者作成

激しかった。さらに、繭農家へは現金払いを慣例としたため、製糸家は短期間に多額の資金を要した。しかし、製糸家は生糸を製造・販売しなければ、現金を入手することができない。製糸業の勃興期には横浜の売込問屋が繭の購入資金を提供し、地方の取引銀行が多くの場合無担保で融資を行った。これらの資金で不足する場合は銀行から繭を担保に融資を受けた²³⁾。その後、ある程度の繭を購入し生糸を生産後、横浜に出荷するにあたり生糸の時価の範囲内で荷為替前貸しを受け売込問屋からの融資を返済しつつさらに原料となる繭を購入した（第十九銀行 [1906] 32-33 ページ）。

製糸業の勃興期に生糸の販売金融は製糸金融の要であった。しかし、製糸業が産業として離陸した後は、販売金融に加え、繭の購入資金を供給することの重要性が増した。ここがボトルネックとなってもとより生糸を製造する原料が購入できないからである。他方、売込問屋は最終商品である生糸を担保に荷為替の立替えや前貸しをすることには長けたものの、原材料の繭の購入資金を供給するには限度があった。売込問屋に資金を提供した京浜の大銀行も製糸業自体に対する知見に乏しく、製糸家に融資を直接行うことは困難であった。かかる状況下、諏訪地方の製糸家に対する繭購入資金の供給を担ったのが第十九銀行である。中小の製糸家に対して無担保融資を行うことには限度がある中、融資を拡大するための方策として動産である繭を担保として活用することが同行に求められた。

3 繭の乾燥・保管業務

繭の乾燥と保管は表裏一体の関係にあり、製糸製造の生産性を上げ生糸の品質を向上するために重要なプロセスであった。繭を乾燥する目的は二つあった。一つは、乾燥により生繭を殺蛹し発蛾と蛆の発生を防止することである。また、繭の含有水分を除去することにより、長期の貯蔵が可能となり通年を通して生糸の生産を営むことが可能になる。加えて、適切な殺蛹乾繭は生糸の質を改善すると共に生産量の増加に寄与した（早川 [1927] 322 ページ）。

第十九銀行が早くから繭の乾燥と保管に取り組んだのも、繭の担保価値を高め保持するだけでなく、製糸業における同業務の重要性を早くから認識していたためと思われる。同行は、諏訪地方に

23) 製糸業が本格的に発展する前の平野村は寒村に過ぎず、人口が1万人を超えるのは1896（明治29）年以降である（平野村役場 [1932a] 153 ページ）。したがって、不動産の担保価値に期待することは難しかったと推測される。

における製糸業の黎明期から原料となる繭の乾燥と保管技術が科学的に体系化されず、個々の製糸家の経験則に依存していたことを危惧していた。すなわち、「繭ノ殺蛹乾燥貯蔵等ノ巧拙適否ハ著シク（生）糸の品質及ヒ両目ニ影響スル」ものの、「農家各自ノ不完全ナル方法ヲ以テ貯蔵シタルモノ又ハ商人ノ外觀ノミニ注意シタル貯蔵繭ヲ買入ルルハ頗ル危険」である。また、「製糸家ハ生繭ノ集中ニ便宜ナル地方毎ニ殺蛹所若シクハ乾燥所を設ケ多数ノ人夫ヲ使役シテ……一見甚タ秩序ナキニ似タレトモ現今ノ状況実ニ止ヲ得サルナリ」と同業務の集約化が遅れていることを懸念した（第十九銀行 [1906] 31 ページ）。

そのため、第十九銀行は諏訪倉庫を通して繭の乾燥・保管の科学的な研究を自ら行いその発達に貢献した。第十九銀行の常務取締役であった箕輪五助氏は、設立時から同社の常務取締役を兼務し、積極的に繭の乾燥と保管業務の研究を自ら推進した。この事実は、1909（明治42）年12月1日付同社箕輪五助常務が東京養蚕講習所（現東京農工大学）高橋信貞氏宛の「繭ノ乾燥貯蔵ニ就キテ教ヲ乞フ」と題する下記の質問状にも表れている。

「予ハ銀行員ニシテ、製糸養蚕ニ就テ何等ノ経験技術ナク又之ニ関スル科学ヲ修メタルコトナシト雖モ、予ノ管理スル倉庫会社ハ繭ノ乾燥貯蔵ヲ営ムこと十余年聊カ取得シタル所アリ、又本務トシテ多クノ製糸家ト面接シテ討論スルノ機会ヲ有ス。加フルニ近時世間ノ之ヲ論ズルモノ亦漸ク滋ク、各家説ク処頗ル多岐ナリト雖モ、繭ノ性質ヲ究メテ繭自身果シテ如何ナル待遇ヲ要求スルカヲ論ジテタルモノ殆ンド稀ナリ。故ニ乾燥法ノ良否巧拙ヲ言フモノ概ネ暗中摸索ノ趣キアリ常ニ以テ遺憾トス。畢竟スルニ乾燥ヲ行ハントセバ、先ツ繭ノ性質ヲ知悉シ、然ル後之ニ処スルノ法ヲ求ムルヲ要ス。依テ左ニ九項ノ問題ヲ掲ケテ識者ノ教ヲ乞フ。（以下略）。」（諏訪倉庫 [1986] 81 ページ）。

繭の乾燥・保管業務に関する研究と技術開発は上田倉庫の時代から継続してなされ、谷口直貞工学博士の指導の下、乾燥の熱源を火力から蒸気に代えることに成功し、1910（明治43）年「諏訪式

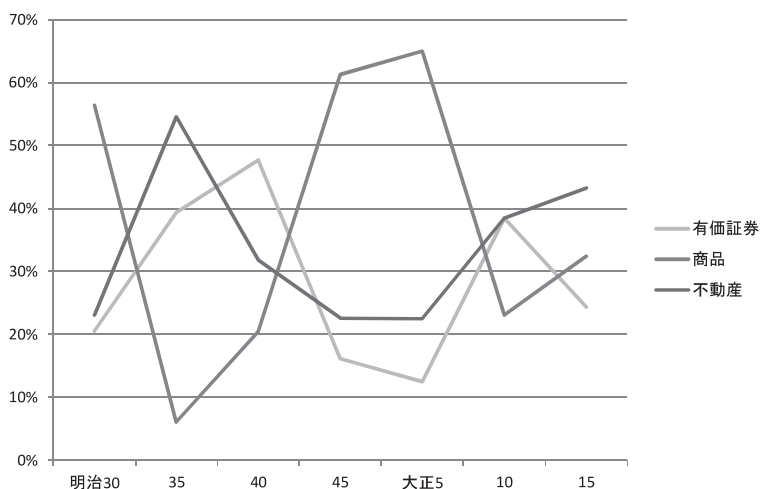


図4：第十九銀行の貸出金担保別構成比

八十二銀行 五十年史 p.57 をもとに筆者作成

乾燥装置」として特許権を得、この特許権代理事務が同社に委託されている（寺澤 [1911] 30 ページ）。このような努力が実り、同行が諏訪倉庫と共に倉庫業務を本格化させた1909年以降、繭が担保として用いられることが多くなった（図4参照）。

4 明治時代の金融と倉庫業

今日の我々からすれば、銀行が倉庫会社と密接に業務を連携することに違和感を禁じえない。しかし、明治初期において、倉庫業と銀行業は密接な関係にあり、両者は明確に独立した存在ではなかった。法的にも、銀行の倉庫業兼営が禁止されるのは1928（昭和3）年の銀行法施行以降のことである。戦前の金融と倉庫業の関係を簡単に整理したい²⁴⁾。

建築物としての倉庫は、弥生時代の後期まで遡ることができるが、倉庫業務が本格的に発達したのは江戸時代である。貢租米を貯蔵する幕府の倉庫が貢米倉庫として江戸をはじめ、大坂、大津、京都等の主要都市に置かれた。また、商業の主要拠点に、領地の産物を捌くため設けた蔵屋敷の施設は、明治時代に入り営業倉庫として活用された。米の貯蔵の他、買い取りと販売を行った蔵米問屋は、落札して敷銀を収めると「米切手」を発行した（松本 [1937] 118 ページ）。後述する今日の倉庫証券制の起源は、蔵屋敷制度の下で行われた「預り切手」制にあると言われる。金融業者としての「両替屋」は、蔵屋敷の米切手を担保に証券貸付を行う他、手持倉庫に物品を納入させ、または荷主の倉庫の錠前を取り上げて貸付を行う「手錠前」という方法を用いて動産を担保にして融資を行った。また、生産能力の拡充や交通の発展に伴って伸長した荷受問屋は、所有または賃借した倉庫において、貨物を保管し蔵敷料を徴収した。保管貨物に対しては証文を渡し、引換証券として取り扱われた。

江戸時代の倉庫制度は金融との密接な関係を強めながら明治維新を経て継続され、今日の主要銀行の萌芽となるものも出現した。銅精錬業で成功した住友家は、1873（明治6）年に大阪の富島にある土蔵を利用して「並合業」、すなわち商品を担保とする金融と担保商品の保管料收受とを行う業態を始め（宮本 [1979]）、後の住友銀行と住友倉庫の起源となる。三井銀行も倉庫業を兼営し、本店が倉庫を利用して物品担保貸付を行った。また、三菱為換店²⁵⁾も倉庫業務を兼業し、預け主が融資希望の場合は預り証をもって融資を行い、後に三菱銀行と三菱倉庫として独立する。このように、同時期の銀行の多くは実質的には倉庫との共同経営体であった²⁶⁾。

動産は不動産と異なり、固定することが困難であり、流動的な性質を有し散逸するリスクがある。そのため、担保権者である貸手は、動産が常に実際に存在しているということすら、所与のものとして考えられない。また、動産は当初想定していた価値を継続して有するとは限らない。なぜならば、借手の事業活動の中で担保となった動産は、刻々と入れ替わるとともに、原料・仕掛品・在庫・売掛債権等に変化するからである。流動資産であるがゆえに、その価値も流動的と言える。したがって、動産の担保権者は能動的に担保となった動産を管理すると共に、担保価値を「モニタリング」²⁷⁾することが必然的に要求される。このように考えれば、担保権者が自らの支配と管理を及ぼ

24) 以下の考察は、他に注記がない限り、日本倉庫協会 [2005] (6-43 ページ) に依拠する。

25) 1880（明治13）年に郵便汽船三菱会社から分離独立して開業した。

26) 例えば、1892（明治25）年に東京で三井銀行倉庫部、1895（同28）年に住友銀行倉庫部が設立された。

27) 現在のいわゆる ABL におけるモニタリングの役割に関しては、金城 [2011] を参照のこと。

するために、自己の倉庫に担保として徴求した動産を保管することを求めたのは自然な流れであった。第十九銀行の黒沢鷹次郎が倉庫業務に着目したのも当時としては不自然ではなく、江戸時代からの経緯を考慮すれば、倉庫を別会社として設立し、銀行と独立させたことは先進的であったとも言えよう。

V 倉庫証券の活用と実務上の課題

1 倉庫証券

第十九銀行の繭担保融資は、法律上どのように構成されたのであろうか。当時も現在も民法上の基本原則は、質権をもって動産担保を設定することである²⁸⁾（我妻 [2009] 13-14 ページ）。質権を設定するには、目的物を債権者に引き渡し、債権者である担保権者は原則として担保となった動産を占有しなければならない。その結果、担保権設定者である借手は、動産を自由に扱うことを大きく制約される。しかし、これでは借手は原材料である動産を用いて生産活動に従事することが事実上不可能になり、動産を担保に提供して資金を調達した意味がなくなる。他方、不動産には目的物を債務者の手元にとどめて利用を継続させる権利である抵当権が認められているため、このような問題が生じない。抵当権が認められていない動産に、あたかもそれと同様の権利を実態としていかに付与するかは動産を担保化するにあたり今日も避けて通れない課題である。第十九銀行にとり幸いしたのは、商法で倉庫証券の利用が認められたことである。

わが国の経済が発展するに伴い、商法の制定が行われ、倉庫業務もその対象となった²⁹⁾。新商法では、第9章「寄託」中に「倉庫営業」という独立した節が設けられ、倉庫証券に関する規定が設けられた。これまで従来の商慣習によって発達した同制度は、ここに明確な裏付けを得た。こうして同行は、倉庫証券に関する規定が設けられ、有価証券であることが正式に認められた。その結果、倉庫証券には以下の特質が明確に規定された。すなわち、①文言証券性（602条。証券上の権利の内容が証券の記載のみによって定まる）、②処分証券性（573条及び604条。証券に記載された物品に関する処分をなすにはその証券をもってしなければならない）、③引渡証券性（575条及び604条。物の引渡請求権のように債権を表している有価証券であって、物自体を引き渡さなくとも引渡しがあったと同一の物権的効力が認められる証券）、④引換（受戻）証券性（620条。物品の引渡し、返還を請求する場合にはこれと引換えでなければ請求できない）、である³⁰⁾（有田 [1974] 102-103 ペー

28) 1898（明治31）年に制定された民法でも、動産の担保権は質権しか認められなかった。質権は引渡しをもってその成立要件とし（344条）、質権設定者に質物を占有させることを禁じる（345条）。また、動産質に関しては、継続して質物を占有することを第三者に対する対抗要件としている（352条）。このように、動産は不動産には認められた抵当権の設定が許されなかった。

29) 1898（明治31）年に旧商法が施行後、翌年に新商法が施行された。同法において倉庫に関する規定が比較的詳しく整備されているのは、江戸時代からの倉庫業の蓄積に加え、幕末の開港時に英国の保税倉庫制が導入されたことが下地になっていると推測される。

30) 新商法は倉庫証券に関して預証券と質入証券を同時に用いる複券性を採用した（598条）。これはフランスを範に導入した制度であり、質権付貨物の売買を認めて貨物の流動化を図る政策的意図があった。しかし、本制度は単券性に馴染んだ従来の慣行に反するばかりでなく、仕組みが複雑と解され著しく不評であった。そのため、新商法施行後すぐに改正論が起り、1911（明治44）年に商法中改正法律が公布され、複券性に加えて単券倉庫証券の発行も認められ、いわゆる単複併用制となった（627条）。それ以降は、複券を要求する寄託者は姿を消した。

ジ)。

こうして第十九銀行は、倉庫に動産である繭を入庫して倉庫証券を発行することにより繭を担保化すると同時に、製糸の原材料となる繭を製糸家が活用することを可能とし、動産担保の実質的な抵当権化に近づけた。すなわち、有価証券の授受をもって担保となった繭の出し入れを擬制することにより、質権からの解放を実現した³¹⁾。

2 担保繭の機動的な出し入れへの対応

第十九銀行の製糸金融は倉庫証券を用いた繭担保融資にも実務上の問題があった。とりわけ、繭が連続的に出入庫することが多いため、その都度倉庫証券を厳密に徴求することが事務的に煩雑であった。しかし、生繭のままでは同証券を発行することができない。倉庫証券を発行するためには繭の倉庫への入庫が必要であり、そのためには繭を殺蛹、乾燥させなければならなかった。しかし、このような作業をしていては、現金取引のため機動性を要する製糸家の繭購入資金の要請に応じられない。さらに、倉庫に入庫し担保となった繭も順次製糸に回す必要があり、担保の一部解除も頻繁に生じた。(八十二銀行 [1968] 191 ページ)。

寄託者である製糸家が倉庫証券によって動産の質入れをした場合、債権者である銀行が倉庫証券を保持しているため、寄託者は債務の弁済期間前に寄託物の一部出庫を求めることができないという不都合は商法もある程度は予定していた。商法は、質権者に不利益を及ぼさない範囲において、手元に証券を有しない寄託者の便宜を図って、質権者の承諾があれば、寄託者は債務の弁済期間前でも、寄託物の一部の返還を請求することができることにした(商法 628 条)。しかし、質権者である銀行が、一部弁済の都度に倉庫証券を債務者と一緒に倉庫へ行き、一部出庫の手続きを行うのは不便かつ危険が伴うことが多い。そのため、倉庫営業者と銀行業者との間に証券貨物内出契約を締結することが慣習として行われた(有田 [1962] 174-175 ページ)。

諏訪倉庫も営業規則(明治45年5月改定)で以下のように定める(黒沢 [1919] 42 ページ)。

第29条 質権設定後ニ於ケル寄託物ニ関シ質権者ト当会社トノ間ニ特約アル場合ニ於テ寄託物ノ一部出庫ヲ欲スル者ハ質権者ノ承諾ヲ得テ債務ノ一部ヲ支払ヒ之ニ対スル貨物受渡請求書ヲ求メ当会社ニ提出スヘシ

前項ノ外当会社ハ便宜質権者ト契約ヲ締結シ之ニ依リ別段ノ取扱ヲナスコトアルヘシ

本契約により、第十九銀行(質権者)と製糸家(質権設定者)は、倉庫証券を直接介することなく、諏訪倉庫会社が間に入ることにより、「入庫通知書」(倉庫会社から銀行へ)、「貨物保管証」(倉庫会社から寄託者へ)をもって担保繭の機動的な出し入れを行った³²⁾。

注目すべきは、これらの書類に「内渡請求」(貨物保管証)並びに「内渡」(入庫通知書)欄があり、それぞれ月日、渡高(石)、残高(石)が記載されている点である。これにより、倉庫、製糸家、

31) 法的には、今日でも倉庫を用いて動産を担保化することは可能であるものの、同方式は「管理者として最も期待されるだろう倉庫会社の消極性」(池田 [2014] 154 ページ)があつては成立しえない。諏訪倉庫においてはこのような問題はなかった。

32) 個々の繭は乾燥後、袋詰めになされて管理された。

内				渡				右貴 昭和 年 月 日 質物入庫致候間御通知申上候也 諏訪倉庫株式会社 支配人 御中	入庫番號	記號	入庫通知書 股
月	日	渡	高	渡	高	第 號					
						入庫					
						品種	寄託主				
						庫地回数	調數				
						數	量				
						火災保險金					
						備	要				
參				錢							

図5：入庫通知書

諏訪倉庫株式会社資料

銀行の三者が担保繭の残高を出し入れの度に突合し管理していた。証券貨物内出契約制度の歴史は、1895（明治28）年の東京倉庫（現三菱倉庫）に始まり、住友倉庫等でも用いられている。しかし、諏訪倉庫のように三者が在庫を出し入れの都度に確認する仕組みを確立することにより、担保となった繭の機動的な出入りに対応している例は珍しい³³⁾。本制度は、規模は縮小しつつも、第二次大戦後も継続された。

3 当座貸越制度

担保繭の機動的な出入庫に加え、第十九銀行の製糸金融で特徴的なのは、担保繭異動毎に貸出極度額が増減する「丙」当座貸越である（八十二銀行 [1968] 191 ページ）。すなわち、「繭を担保とする貸越契約を締結の際、予め極度額を定めず、担保繭の入庫にともなって在庫総量に所定の担保価格を乗じて、その時々極度額を算出して随時貸出に応ずる仕組みである³⁴⁾。」本制度により、製糸家は繭の仕入の進行とともに迅速に資金が調達することが可能となった。また、繭の残高に応じて、必要なだけ資金を調達できると共に、生糸の生産に必要な繭の質権は入庫通知書によって解除できるという点で、製糸家に便利な仕組みであった³⁵⁾。さらに、第十九銀行は、生糸並びに繭市場の動向を見ながら担保の資産価値を算出し、必要に応じて一定の掛目をかけることにより債権の保全を図ることが可能となった³⁶⁾。本制度は、米国におけるアセットベーストレンディング（ABL）のポロイングベースの要件である、①担保となる動産の価値に応じて融資額が増減する、②借手が小切手を発行する当座貸越である、③担保の価値を市場の売却価格に設定の上、掛目を乗じる等、共通点が多い³⁷⁾。

33) 証券貨物内出契約制度の歴史は、有田 [1962] 第9章に詳しい。

34) 本制度は、規模は縮小しつつも、少なくとも1981（昭和56）年まで続いたことが筆者により確認されている。

35) 伊藤 [1975] も、本融資形態が「製糸資本との関係を一層深化させるといって極めて重要な意味」をもち、「中規模以下の製糸資本は、第十九銀行への依存度を一層強めていった」とする。

36) 担保価格の算出方法は、日本銀行松本支店 [1924] (329-331 ページ) に詳しい。

37) 米国の ABL 実務については Udell [2004] が詳しい。

「丙」当座貸越制度は第十九銀行の貸出金を大きく伸ばすことに寄与し、1912（大正元）年から1931（昭和6）年にかけて同行の期中貸付額累計並びに期末貸付勘定の内、当座貸越勘定が9割を超えることもあった。本融資手法の担い手は諏訪地方に位置する岡谷支店であり、同支店の貸付金は同時期における第十九銀行の全貸出金の70～80%を常に占めた（八十二銀行〔1968〕198ページ）。

繭担保融資は長野県の製糸金融で重要な位置を占め製糸業発展の原動力となり、「繭ハ実ニ地方銀行ノ製糸資金担保ノ中枢ヲナスモノナリ、サレハ是レカ保管ヲナス繭倉庫カ製糸金融上ニ貢献スル所少ナカラサルモノアル」の状況であった（日本銀行松本支店〔1928〕262ページ）。そのため、日銀が行った調査によれば、1927（昭和2）年10月15日に長野県下に存在する繭総額120万石中、64.6%の77万6000石が担保として提供された（同上書、281ページ）。同融資手法を開発し支えた諏訪倉庫は、1914（大正3）年に日本銀行松本支店よりその発行する倉荷証券が同行貸出担保の資格がある旨の認定を受けた「指定倉庫」となった（諏訪倉庫〔1986〕129-133ページ）。

4 担保の換価価値に過度に依存しない貸付方針

第十九銀行は繭担保融資を実行するにあたり、担保の管理並びに換価価値の評価を厳格に行った。しかし、それは同行が担保の換価価値に依存した融資を行ったことを直ちには意味しない。同行は、倉庫で繭担保の保全技術を向上すると同時に、借手である製糸家に対しては、厳格な決算の管理を首尾一貫して要求していた。例えば、同行は次のように「毎年1回厳格ナル決算勘定」を取引先に要求している（第十九銀行〔1906〕27-29ページ）。

「諏訪郡生糸同業組合ハ毎年五月末日ヲ以テ組合員必ス工場ヲ閉鎖シ六月中旬ニ於テ総会ノ決議ヲ以テ新事業開始期ヲ定メ（略）。事業ノ休止ハ原料ノ絶無ニ帰シタルヲ兼ネテ使用工男女其他一切ノ諸勘定モ亦此期ニ於テ行ワレ更ニ新年度ノ諸準備ヲ為スヲ常トス。（略）一事業年度（六月ヨリ十二月及至翌五月ニ至ル）間ノ事業成績ハ時ニ内容ニ於テ不明確ノ点アリトスルモ資産全部ノ増減ハオノツカラ厳格ニ表現シ事業家自カラ之ヲ知ルニ止マラス世人亦之ヲ観察スルニ甚ダ容易ナルモノアリ（以下略）。」

このように同行は、毎年新繭が出廻る5月末から6月にかけて、製糸家に対して必ず古い繭を使い切り、新繭で新たに生産を開始する前に工場を閉鎖し、その年の決算を厳格に行うことを求めている。その上で、後に諏訪倉庫を通して製糸業に不可欠な繭の管理を厳密に行うことにより担保のモニタリングに加え製糸業そのものに深く関与したのである。担保の換価による融資の回収はあくまでも最後の手段に過ぎず、そのような事態に陥らないように担保の管理を通して借手である製糸家の経営実態の把握に努めたのが実態に近いと思われる。製糸業界が苦境に陥り、製糸家の融資返済が困難になった際も、担保繭の換価による回収には慎重であった姿勢が見られた。1913（大正3）年に第一次世界大戦が勃発し、糸価が暴落した際に同行は「担保品の下落に対する差金の徴求を緩くし、且つみだりに回収に迫らず（略）なお且つ貸出を続行し」た³⁸⁾。

第十九銀行と生糸売込問屋との経営方針の違いも明確である。同行は、売込問屋を仲介業者として目先の利益に固執し、製糸家と製糸業界の発展に対する責任感に欠けることを次のように批判す

38) 1915（大正4）年1月同行株式総会における黒沢頭取の発言。（八十二銀行〔1968〕192ページ）。

る。「横浜問屋ナルモノハ生糸輸出の関門ニ蟠踞シ斯業ノ向上發展ニ尽スベキ責任アルニ拘ワラズ、眼前細鎖ナル商材懸引ヲ之レ事トシ（略）其冷淡不親切ナル、真ニ驚クベキモノアリ。」そして、同行が「苟モ金融業者タルモノハ、先駆者タルヲ以テ自ラ任ジ、事ノ未発ニ備ヘ、噬臍ノ悔ヲ貽サザランコトヲキスベシ」と業界動向について見識を有することを求め、「努メテ得意先ノ取引状態ヲ考察シ、信認貸付程度ヲ酌量シ、殊ニ貨物ニ対スル貸出ハ最モ慎重ノ考量ヲ加ヘ」と安易な担保貸しを戒め、製糸家の信用状態を見極めて融資を行うことを強く促している³⁹⁾。

Ⅵ おわりに

戦前の日本では動産を活用して、主要な産業を興していったという時代があった。そこから現代の我々は何のような示唆を得ることができるであろうか。

第一に、担保としての動産を用いる意義は、その換価価値による債権保全のみでなく、担保の「モニタリング」を通じた債務者の実態を把握し、そもそも債務不履行に至らないように情報を得るというメリットも大きいという点である。このような融資姿勢は実は米国の ABL の実務並びに監督方針と共通する⁴⁰⁾。さらに、経済理論でも、動産が資産であることの意義として、担保のモニタリングを貸手が積極的に行うため、借手との情報の非対称性が低減する可能性が高いとされていることも整合性がある⁴¹⁾。

しかし、かかる「情報担保」としての動産担保の意義が今日のわが国の実務や銀行行政において必ずしも十分に理解されているとは言えない。いわゆる ABL の実務上の扱ひも担保の換価価値に重きを置きすぎるあまり、流動資産の管理、モニタリングを通して、債権者と債務者の情報の非対称性を低減することが置き去りにされていないか、疑問なしとしない。このような融資手法は「手間がかかる」との批判が実務においてなされることが少なくないが、同行は実質的に自ら巨大な倉庫を運営するという「手間をかけて」製糸業の発展に寄与したことも忘れてはなるまい。動産担保のモニタリングと担保管理の目的と要求水準を、不動産担保と同列に安易に論じることは慎重を要しよう。

第二は、動産を担保とする法的側面に関する含意である。現在同様、動産抵当が認められない中、第十九銀行は倉庫を用い倉荷証券と証券貨物内出契約を活用した。これは、法律的に必ずしも明確でない部分が残るリスクを、実質的に自ら倉庫を運営することにより回避したと言える。現在においても、倉庫を用いた動産債権担保融資の主張は時として浮上するものの、倉庫業者の担保管理に対する絶対的な信用が前提となるため、実用化することは容易でない。

倉庫を用いた動産担保融資は、実態面においては、担保となった流動資産の入れ替えを大幅に認めるなど、同スキームは今日の譲渡担保権に基づいた集合動産担保と共通点も多い。慣習法に基づいた譲渡担保権は実務上必ずしも明確でない点も多く、動産担保融資の普及を阻害する要因となる。

39) 1918（大正7）年5月における黒沢頭取訓諭。（八十二銀行 [1983] 61 ページ）。

40) OCC も流動資産を担保とする融資における銀行検査で最も重要な項目に、貸手が借手を信用状況に応じて適切なモニタリングを実施することを置く。

41) 担保の情報価値については、Berger and Udell [1995]、Rajan and Winton [1995]、Boot [2000] が詳しい。Kinjo [2015] はいわゆる ABL、貸手の借手に対する情報生産活動を高めると主張する。

そうであれば、債権保全のみならず、情報担保の役割に資する全く別の法的枠組みを考える段階にきていると言えるのではないだろうか⁴²⁾。

第三に、第十九銀行は、私たちに銀行の社会的役割を改めて問う。従来の研究が、生糸売込問屋の役割に注目するあまり、製糸業を生産の現場で支えた地方銀行の意義を必ずしも高く評価しなかった点も、この問題意識と無関係ではない。どの主体が（それは銀行であっても、それ以外の金融機関や市場であるにせよ）産業を深く理解しそれと運命を共にし、知恵を振り絞る覚悟を有するか。1917（大正6）年に黒沢頭取の古希にあたり、岡谷市を見下ろす公園に諏訪地方の製糸家によって建てられた同氏の寿像が今日もある。そこに刻まれた、いかなる場合も「翁ハ泰然トシテ動カズ從容製糸家ニ対シ資金ノ処置頗ル其宜シキヲ得タルモノアリシハ我等ノ尚記憶シテ忘レザル所ナリ」の文言が問うところである。

第十九銀行は、担保権者として原材料である繭を掌握し、最悪の場合に備えつつ借手の経営に密接に関与しながら運転資金を提供した。同行は動産担保に今日の不動産とはやや異質の役割を倉庫を活用することにより見出したと考えると、当該融資形態と倉庫の意義を理解しやすい。このように、歴史を遡れば法的に担保と定義されつつも、換価による債権保全に限定されない担保のあり方がわが国にも存在した可能性が高い。現代の金融実務においても、動産担保の役割を換価による債権保全に限定せず、貸手が担保権者として動産等の流動資産をモニタリングすることにより、通常では得にくい貸手の情報を入手し、より積極的に経営に接近することを検討することは可能ではなからうか。

参考文献

- 有田喜十郎 [1962] 『倉庫証券法の実証的研究』 法律文化社。
 — [1974] 『倉庫論講義』 新東洋出版社。
 池田雄二 [2014] 「我が国動産質制度の展開—流動資産の担保化の観点からの考察—」 『帝京法学』 第29巻第1号、109-158 ページ。
 石井寛治 [1991] 『日本蚕糸業史分析』 第4刷 東京大学出版会。
 伊藤正直 [1975] 「製糸・養蚕業の動揺と地方銀行群の存在形態：1920年代の長野県を対象として」 『土地制度史学』 第17巻第3号、1-26 ページ。
 金城亜紀 [2011] 『事業者のためのABC入門』 日本経済新聞出版社。
 工藤晶人 [2013] 『地中海帝国の片影—フランス領アルジェリアの19世紀』 東京大学出版会。
 黒沢武雄 [1919] 『貯繭倉庫及乾繭業』（非売品） 国立国会図書館デジタルライブラリー所蔵。
 後藤新一 [1970] 『日本の金融統計（金融経済研究所叢書別冊）』 東洋経済新報社。
 諏訪倉庫株式会社 [1986] 『諏訪倉庫75年史』 諏訪倉庫株式会社。
 第十九銀行 [1906] 「株式会社第十九銀行ト製糸業」（日本銀行調査局編『日本金融史資料明治大正編第23巻』 大蔵省印刷局 1960年、654-666 ページ）。
 中小企業総合研究所 [2005] 『中小企業向け貸出における実体調査』。
 土屋喬雄 [1960] 『『産業金融及びその他の金融事情調査』（上） 解題』（日本銀行調査局編『日本金融史資料明治大正編第23巻上』） 大蔵省印刷局 1960年。
 寺澤高三 [1911] 『諏訪の製糸業 附金融機関』 寺澤高三郎（非売品、諏訪倉庫株式会社所蔵）。
 東京高等商業学校 [1915] 調査部編『生糸金融調査』。
 内閣府他 [2003] 「経済活性化のための産業金融機能強化策」。

42) このような問題意識から信託の活用が議論されているようである。

- 内藤隆夫 [2010] 「国用糸金融と地方銀行：小出銀行のビジネスモデル」『経営史学』第45巻第2号，3-28 ページ。
- 中林真幸 [1999] 「器械製糸業勃興期における『荷為替立替金』供給制度の形成」『経営史学』第34巻第4号，52-80 ページ。
- [2006] 『近代資本主義の組織—製糸業の発展における取引の統治と生産の構図—』東京大学出版会。
- 日本銀行松本支店 [1924] 「製糸金融」（日本銀行調査局編『日本金融史資料明治大正編第23巻』大蔵省印刷局 1960年，666-682 ページ。
- [1928] 「製糸金融」（日本銀行金融研究所編『日本金融資料』昭和統編付録第二巻 地方金融史資料（二），大蔵省印刷局，1987年）252-293 ページ。
- 日本倉庫協会編 [2005] 『新版日本倉庫業史』（社）日本倉庫協会。
- 農林省製糸局編 [1934] 『製糸業要覧』。
- 農林省蚕糸局編 [1930] 『製糸金融調査成績』。
- 八十二銀行 [1968] 『八十二銀行史』株式会社八十二銀行。
- [1983] 『八十二銀行五十年史』株式会社八十二銀行。
- 早川直瀬 [1927] 『製絲経済学』明文堂。
- 平野村役場 [1932a] 『平野村誌上巻』長野県諏訪郡平野村役場。
- [1932b] 『平野村誌下巻』長野県諏訪郡平野村役場。
- 松本清志 [1937] 『日本倉庫史』大日本出版社峯文荘。
- 三菱総合研究所 [2013] 平成24年度産業金融システムの構築及び整備調査委託事業「動産・債権担保融資（Asset-based Lending: ABC）普及のためのモデル契約等の作成と制度的課題等の調査」報告書。
- 宮本又次 [1979] 「泉谷銀行について」住友修史室報 第三号，1-14 ページ。
- 山口和雄 [1962] 「明治時代の製糸金融」『経済学論集』第28巻第2号，1-45 ページ。
- 山口和雄 [1966] 『日本産業経済研究叢書1 日本産業金融史研究・製糸金融編』東京大学出版会。
- 横浜市 [1976] 『横浜市史第5巻下』有隣堂。
- 我妻栄 [2009] 『民法案内5 担保物権法 上』勁草書房。
- Berger, A. N. and G. F. Udell, [1995] "Relationship Lending and Lines of Credit in Small Firm Finance," *Journal of Business*, 68, pp. 351-381.
- Boot, A. [2000] "Relationship Banking: What Do We Know?," *Journal of Financial Intermediation*, 9, pp. 7-25.
- Kinjo, A. [2015] *The Role of Collateral in Asset Based Lending* (Unpublished doctoral dissertation). Kyoto, Kyoto University.
- Porter, M. E. [1985] "*Competitive Advantage: Creating and Sustaining Superior Performance*," New York, Simon and Schuster.
- Rajan, R. and Winton, A. [1995] "Covenants and Collateral as Incentives to Monitor," *The Journal of Finance*, 50, pp. 1113-1146.
- Udell, G. F. [2004] *Asset-Based Finance, Proven Disciplines for Prudent Lending*, USA, The Commercial Finance Association.